令和４年１２月５日開催

箕輪町農業委員会第２２回総会

会　議　録

1　開催日時　令和４年１２月５日（月）　午後３時００分から午後４時００分

2　開催場所　役場３階　講堂

3　出席委員　２２人

会長		鈴木　健二
会長代理	議席１番	春日　　初
委員	２番	金澤　　博
	３番	倉田　孝子
	４番	唐澤　金実
	５番	唐澤　　稔
	６番	藤田　久一
	７番	櫻井　克成
	８番	井口　雅文
	９番	藤森　英雄
	１０番	原　　美鈴
	１１番	赤沼　好秋
	１２番	唐澤　健二
	１３番	小林　正俊
	１４番	鈴木　健二
	１５番	大槻　憲治
	１６番	関　　幹子
	１７番	唐澤　俊秀
	１８番	小野健一朗
	１９番	小松　孝寿
	２０番	唐澤　由寛
	２１番	藤澤　昭二
	２２番	上田　千志

4　農業委員会事務局職員

事務局長	髙橋　英人
事務局次長	唐澤　智大
事務局	細井　千里

５　議事日程

日程第１	会議録署名委員の指名について	
日程第２	議案第１号	農地法第３条第１項の規定による許可申請について
日程第３	議案第２号	農地法第４条第１項の規定による許可申請について
日程第４	議案第３号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について
日程第５	議案第４号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第６	議案第５号	農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について
日程第７	報告第１号	農地法第１８条第６項の規定による届出について
日程第８	報告第２号	農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程第９	報告第３号	農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

事務局　　携帯電話はマナーモードにしていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

（唱　和）

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会　長　　朝の冷え込みが厳しくなっています。この１年振り返りご苦労様でした。引き続きよろしくお願いいたします。

事務局　　これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議　長　　ただいまから第２２回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は２２人であります。箕輪町農業委員会会議規則第６条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、１１月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局　　１１月７日に第２１回総会が開催されました。
総会前に年金研修会を行いました。

１１月１５日の農地相談は事前予約がなかったため中止としました。
１１月１６日に県農業委員会大会が開催されました。
１１月２１日に令和４年度北信越ブロック女性農業委員研修会が開催され、女性委員３人が参加しました。
１１月２８日に令和４年度長野県農業委員会女性協議会上伊那支部研修会が開催され、女性委員が参加しました。

議　長　　それでは、これより議事に入ります。
日程第１　「会議録署名委員の指名」を行います。
１番　春日　初　委員　　２番　金澤　博　委員
の両委員を指名いたします。

日程第２　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について
説明をいたします。

１番目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。
対象農地は　○○…（８筆）　合計　○○㎡です。
譲渡人は辰野町○○さん、譲受人は○○さんです。

２番目の案件です。死因贈与による所有権移転の申請です。
対象農地は　○○…（７筆）　合計　○○㎡です。
譲受人は　伊那市○○さんです。

３番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は　中箕輪○○番○○（田）○○㎡　です。
農振農用地外で　売買価格は　坪○○円です。
譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。

４番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は　中箕輪○○番○○（畑）○○㎡、中箕輪○○番○○（畑）○○㎡、中箕輪○○番○○（畑）○○㎡、中箕輪○○番○○（畑）○○㎡
合計　○○㎡です。　農振農用地内です。
譲渡人は　辰野町○○さん、譲受人は○○さんです。

議案第１号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
１番、２番案件、藤澤委員。

藤澤委員　　１番案件は１２月１７日、２番案件は１２月８日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議　長　　３番、４番案件、藤田委員。

藤田委員　　事務局の説明のとおりです。

議　長　　ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。

それでは、私から２番案件、耕作はきちんとされるということで良いでしょうか。

藤澤委員　　そうです。

議　長　　質疑を終結いたします。議案第１号を採決いたします。
議案第１号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議　長　　異議なしと認めます。
よって、議案第１号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第３　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について　を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第２号　農地法第４条の許可申請について説明をいたします。

１番目の案件です。住宅敷地の申請です。

対象農地は　中箕輪〇〇番（畑）〇〇㎡　２種農地です。
申請者は　〇〇さんです。
現在の建物が老朽化し改築が必要なため、隣接する敷地を含めて増改築をするための申請です。対象農地は駐車場として利用する予定です。

議案第２号農地法第４条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
１番案件、赤沼委員。

赤沼委員　　１１月１３日申請者本人から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。
農地としてはあまり利用していない土地でした。

議　長　　ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第２号を採決いたします。
議案第２号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議　長　　異議なしと認めます。
よって、議案第２号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第４　議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について　を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第３号　農地法第５条の許可申請について説明をいたします。

１番目の案件です。売買による駐車場・水路用地の申請です。
対象農地は　三日町〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、２種農地です。
売買価格は　坪〇〇円です。
譲受人は　箕輪町長　白鳥政徳、譲渡人は伊那市〇〇さんです。
町で若草園を増築するにあたり、水路の付け替えが必要となり、対象農地を使用

するための申請です。また、園の駐車場が手狭なため新たに駐車場を造成したいと考えています。

２番目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。
対象農地は　中箕輪○○番○○（畑）○○㎡、中箕輪○○番○○（畑）○○㎡、中箕輪○○番○○（畑）○○㎡　合計○○㎡です。
２種農地で売買価格は　坪○○円です。
譲受人は　○○さん、○○さんです。
譲渡人は　○○さんです。
譲渡人は相続にて本土地を所有していましたが、維持管理が大変だったため売却を考えていました。譲受人は本土地の隣地に住宅がありますが家族が増えて駐車場が手狭となり、隣接である本土地を駐車場にするための申請です。

議案第３号農地法第５条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
１番案件、藤澤委員。

藤澤委員　　１１月１５日に町子ども未来課の担当者が来まして説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議　長　　２番案件、大槻委員。

大槻委員　　１１月１０日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議　長　　ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第３号を採決いたします。
議案第３号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議　長　　異議なしと認めます。
よって、議案第３号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第５　議案第４号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について　を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　議案第４号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。
４２ページは、総括表となります。
田　１，７４８㎡、畑　３０，３８２㎡　合計３２，１３０㎡です。
４３ページからは、借り手の状況となります。
４５ページからは、貸し手の状況となります。
始期は令和４年１２月７日、終期は　令和１４年１２月３１日となります。
それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第４号　農地中間管理事業分に関しての説明は以上となります。
ご審議お願いします。

議　長　事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第４号を採決いたします。
議案第４号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議　長　異議なしと認めます。
よって、議案第４号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第６　議案第５号　農業経営基盤強化促進法第１８条　の規定による農用地利用集積計画について　を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　議案第５号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。
４９ページは、総括表となります。

田　１０２，７０４㎡　　畑　６４，３５１㎡　合計　１６７，０５５㎡
５０ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第５号　農用地利用集積計画に関しての説明は以上となります。
ご審議お願いします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。　議案第５号を採決いたします。
議案第５号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議　長　　異議なしと認めます。
よって、議案第５号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第７　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による届出について　を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による届出について説明をいたします。
７２ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。１５件　解約の届出がありました。

報告第１号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議　長　　報告第１号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第１号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第８　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について　を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
事務局　　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について説明をいたします。

７７ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
全部で９件ございました。

報告第２号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議　長　　報告第２号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第２号は聞きとどめて参ります。

議　長　　続きまして、日程第９　報告第３号　農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について　を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　報告第３号　農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。
８２ページは総括表です。今月は公社への売買となります。
８３ページは公社への売買の内訳です。〇〇さんの２筆です。
今後、〇〇さんが公社を通じて購入することになっています。
報告第４号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議　長　　報告第３号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議　長　　発言がないようですので、報告第３号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思います。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会　長 ________________________________

1　番

2　番